

犯罪被害者の方などへの支援について



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん

1. 市の支援について ～利用条件などは、市民協働課へお問い合わせください～ …… 1～3
2. 犯罪被害にあってしまったときは… ～犯罪・性暴力・交通事故被害等の相談先です～ …… 4
3. 市民・事業者の皆様へ ～周囲の方のご理解とご配慮をお願いします～ …… 4

1. 市の支援について

～利用条件などは、市民協働課へお問い合わせください～

市では、犯罪被害者の方やそのご家族などの支援のため、市民協働課に窓口を設置しています。また、遺族見舞金等支給などを行います。

(1) 犯罪被害者等支援の窓口設置（相談・問い合わせ先）

市では市民協働課（電話 0242-39-1221）に窓口を設置し、犯罪被害等により生じた生活上のお困りごとなどの相談・問い合わせを受け付けます。また、無料法律相談などの施策の案内等を行います。

※市の案内資料は【2～3ページ】に、県などの相談先は【4ページの2】に掲載しています。

(2) リーフレット等による情報提供

犯罪被害者等支援の情報を、このリーフレットやホームページなどでお知らせします。

(3) 関係機関等との連携・協力による支援

県・警察機関及び支援団体と連携・協力して支援を行います。

（※市民協働課（電話 0242-39-1221）から関係機関等に取次を行います。詳細は要確認。）

(4) 法律相談の機会提供

法的な相談に応じるため、弁護士による無料法律相談（市主催）を案内します。

（※裁判中や調停中、弁護士依頼中の案件などは不可。利用は原則1年度1回まで。）

(5) 住居支援（市営住宅）

犯罪等により、同じ場所に住み続けることが困難な場合に、一時的な住居を提供します。

（※市民協働課（電話 0242-39-1221）から、市営住宅の担当課である建築住宅課に取次を行います。詳細は要確認。）

(6) 見舞金・転居費用助成金支給（令和5年4月1日施行）

犯罪被害者等の方に、見舞金・転居費用助成金支給を行います。

- ◎遺族見舞金（60万円） 犯罪により亡くなられた犯罪被害者のご遺族に支給します。
- ◎重傷病見舞金（30万円） 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者ご本人に支給します。
- ◎転居費用助成金（20万円〈上限〉） 犯罪被害によって従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者の方又はそのご遺族に対し、新たな住居に転居するために要する費用を助成します（家具等の運送に要した費用等）。

※見舞金等の制度概要資料を希望される方は、下記へお問い合わせください。

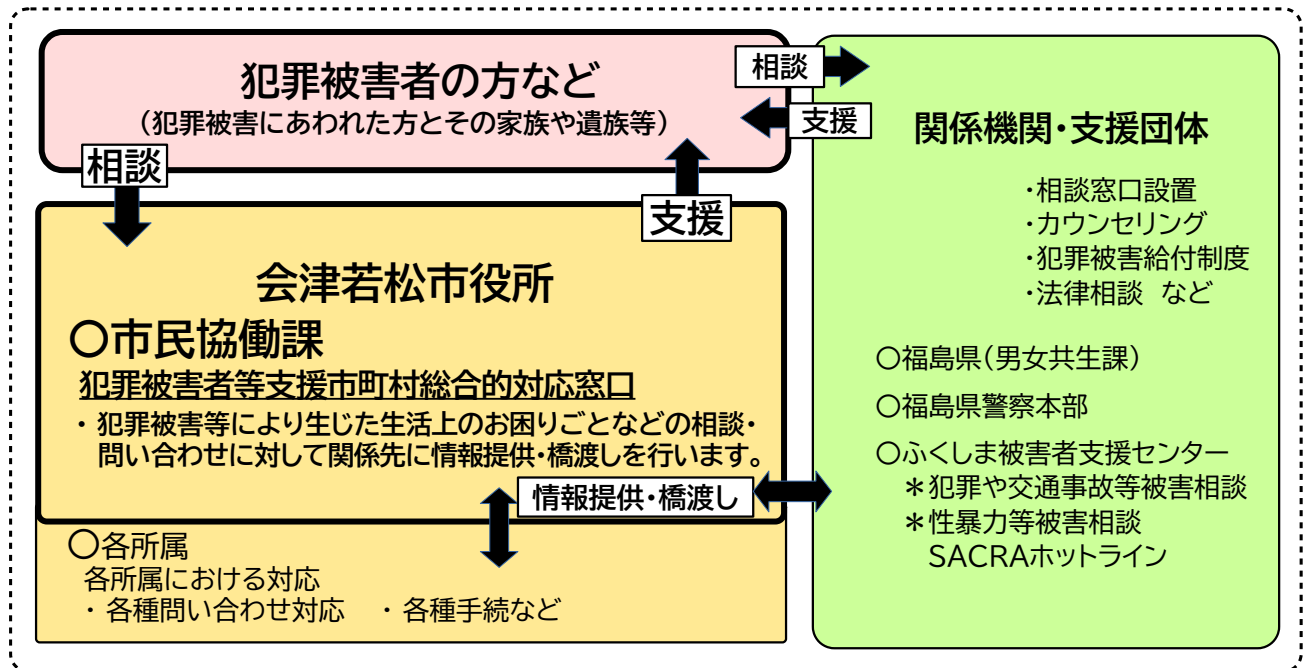
問合先：会津若松市市民協働課協働参画グループ 電話 0242-39-1221 FAX0242-39-1420

※その他の情報は市ホームページ上でもご覧いただけます。ぜひお手持ちのスマートフォン等でご覧ください。



【案内資料1】

◎ 犯罪被害者の方などへの支援のイメージ



◎ 支援が想定される状況と対応例(※適用対象に要件あり)

① 事件で親族が亡くなった、または傷害を負った。

※事件に起因した状況

※対応例【括弧内:案内資料2の該当項目】

- ・ 様々な手続・相談が必要だが窓口が分からない。→市民協働課にて相談、案内、取り次ぎ【①】
- ・ 収入がなく生活が行き詰まった。→納税に関する相談、生活サポート相談など【⑧⑨】
- ・ 心身の不調で不安だ。→心身の健康相談【⑱】
- ・ 高齢者やこどもなどの面倒を見るのが難しい。→ショートステイ事業など【⑫⑯】
- ・ 家業(農業など)を続けることが難しくなった。→農業に関する相談など【⑲】
- ・ ショックで子どもが学校に行けなくなった。→市立小・中・義務教育学校及び教育委員会における教育相談など【⑳】

② 自宅が事件現場となった。

※事件に起因した状況

※対応例【括弧内:案内資料2の該当項目】

- ・ 事件の影響でPTSDになり自宅に住みたくない。→市営住宅優先入居等に関する相談など【㉑】

③ その他

※事件に起因した状況

※対応例【括弧内:案内資料2の該当項目】

- ・ 裁判に通ううち仕事を解雇された。→雇用相談など【㉒】
- ・ 犯人が捕まらず引越先を知られる心配がある。→住民票の写し等の交付制限など【㉓】
- ・ 事件の影響で家庭内に問題が生じた。→家庭やこどもに関する相談など【㉔】
- ・ 事件の法的対応を専門家に相談したい。→無料法律相談など【㉕】

※ 県・警察等による施策については、県のホームページ(犯罪被害者支援ハンドブック)でご覧になれます。

問合先：会津若松市市民協働課協働参画グループ 電話 0242-39-1221 FAX0242-39-1420
※ その他の情報は市ホームページ上でもご覧いただけます。ぜひお手持ちのスマートフォン等でご覧ください。



【案内資料2】

◎ 会津若松市における犯罪被害者等支援に関連する施策一覧

No.	犯罪被害者等支援に関連する施策（※各施策の適用対象に要件あり）	問合せ先	電話(市外局番 0242)
①	犯罪被害者等支援の窓口設置(相談、案内、取り次ぎ)	市民協働課	39-1221
②	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金支給(※令和5年4月1日より)	〃	〃
③	無料法律相談(弁護士による相談)	〃	〃
④	人権相談(人権侵害、いじめ、不当な差別等に関する相談)	〃	〃
⑤	消費生活相談(売買契約トラブルや債務に関する相談)	市民協働課(消費生活センター)	39-1228
⑥	市民交通災害共済見舞金に関する相談	危機管理課	39-1227
⑦	住民票の写し等の交付制限など	市民課	39-1229
⑧	納税に関する相談	納税課	39-1408
⑨	生活サポート相談(就労、負債、家族関係等で経済的に困っている場合の相談)	地域福祉課	23-4800
⑩	生活保護に関する相談	〃	39-1292
⑪	障がい者に関する相談(障がい者虐待、障がい福祉サービス等)	障がい者支援課	23-4244
⑫	高齢者に関する相談(高齢者虐待、介護、ショートステイ事業等)	高齢福祉課	39-1290
⑬	ドメスティック・バイオレンス(配偶者間暴力)等に関する相談	こども家庭課	23-4545
⑭	女性に関する相談(女性の生活上の問題、ひとり親家庭への貸付等)	〃	〃
⑮	家庭やこどもに関する相談(児童の養育や家庭問題等)	〃	〃
⑯	育児の支援(ショートステイ事業等)	〃	〃
⑰	こどもクラブ・保育所・幼稚園・認定こども園等に関する相談	こども保育課	39-1239
⑱	障害基礎年金・遺族基礎年金や国民健康保険等に関する相談	国保年金課	39-1244
⑲	心身の健康相談	健康増進課	39-1245
⑳	雇用相談(就業に関する相談)	商工課	39-1252
㉑	市営住宅への入居に関する相談	建築住宅課	39-1268
㉒	市立小・中・義務教育学校及び教育委員会における教育相談(スクールカウンセラー等による相談)	学校教育課	39-1303
㉓	農業に関する相談(農地の維持管理等に関する相談)	農業委員会事務局	23-9371
㉔	水道料金等の納入に関する相談	上下水道局(料金センター)	22-6172

- ・ この一覧は、会津若松市市民協働課において犯罪被害者の方などへ情報提供するために作成したものです。
(令和7年4月現在の内容を記載しています。)
- ・ 県・警察等による施策については、県のホームページ(犯罪被害者支援ハンドブック)でご覧になれます。
- ・ **会津若松市市民協働課(電話 0242-39-1221) では、上記の問合せ先への取り次ぎも行っています。**
ご不明な点はお問い合わせください。

問合せ先：会津若松市市民協働課協働参画グループ 電話 0242-39-1221 FAX0242-39-1420
※ その他の情報は市ホームページ上でもご覧いただけます。ぜひお手持ちのスマートフォン等でご覧ください。



2. 犯罪被害にあってしまったときは…

～犯罪・性暴力・交通事故被害等の相談先です～

犯罪被害にあってしまったときは、こちらにご相談ください。

※以下は主な相談先です。ご不明な点は市民協働課（電話 0242-39-1221）へお問い合わせください。

主 な 業 務	名 称	電 話 番 号
犯罪被害等により生じた生活上のお困りごとに対する相談	会津若松市市民協働課	0242-39-1221
	福島県男女共生課	024-521-8718
警察安全相談	福島県警察本部	警察相談ダイヤル # 9110 (携帯又はプッシュ回線のみ) 警察総合相談 024-525-8055
性暴力等被害相談	ふくしま被害者支援センター SACRA ホットライン	024-563-3722 又は # 8891
犯罪や交通事故等被害相談	ふくしま被害者支援センター	024-563-3724

3. 市民・事業者の皆様へ

～周囲の方のご理解とご配慮をお願いします～

犯罪被害にあわれた方やその家族の方などは、直接的な被害により傷つけられるだけではなく、経済的な問題や誹謗中傷など、事件解決後も様々な問題を抱えることが多いことから、その置かれた状況に理解を深め、社会全体で支えていくことが重要です。

市民の皆様にも、ご理解とご配慮をお願いいたします。

また、事業者の皆様にも、犯罪被害者の方などが職場で働き続けられるよう、就労内容や勤務体制などへのご配慮をお願いいたします。

犯罪被害にあうと、どうなってしまうのでしょうか？

○ 直接的な被害

- ・ 命を奪われる・家族を失う
- ・ けが・障がいを負う
- ・ 財産を奪われる

○ 二次被害

- ・ 精神的ショックや体の不調
- ・ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- ・ 無責任なうわさ話や過剰な取材・報道による精神的被害
- ・ 医療費の負担や失職・休職などによる経済的困窮



周囲の方のご理解とご配慮をお願いします

○ 励ましの言葉が傷つけてしまうことも…

これらの言葉は、被害者の方などをさらに傷つけてしまう可能性があります。

- ・ 早く忘れましょう
- ・ これくらいの被害でよかったですね
- ・ あなたにも悪いところがあったのでは？
- ・ もっとつらい人がたくさんいる

○ ちょっとした気遣いが支えとなります

まずは被害者の立場を思いやり、耳を傾け寄り添うことが支えになります。

- ・ 被害者の声に耳を傾ける
- ・ 被害者の気持ちを思いやり、共感する
- ・ 共感できたら、そのことを伝える



問合先：会津若松市市民協働課協働参画グループ 電話 0242-39-1221 FAX0242-39-1420

※その他の情報は市ホームページ上でもご覧いただけます。ぜひお手持ちのスマートフォン等でご覧ください。

